

# 真鶴

第 10 号

平成13年2月

# 議会だより

発行／真鶴町議会 〒259-0202 神奈川県足柄下郡真鶴町岩244-1 TEL.0465-68-1131  
FAX.0465-68-5119



真鶴半島駅伝



町の木  
くすのき

## もくじ

12月定例会 .....	2
一般質問 .....	5

この議会だよりは、再生紙を使用しています

# 12月定例会

平成12年12月13～15日

平成十二年十二月定例会は、十二月十三日から十五日までの三日間の会期で開きました。

この定例会では、平成十一年度一般会計ほか五つの特別会計の決算認定をはじめ、専決処分二件、人事関係二件、条例四件、契約一件、町道路線の認定・変更二件、補正予算七件と総合計画基本構想が提案され、すべての議案を可決(認定・同意)しました。

また、請願一件については不採択、陳情一件については、継続審査となりました。

一般質問は七人の議員が十項目にわたり行いました。

## 専決処分

平成十二年度真鶴町一般会計補正予算(第三号)

本年九月の東海地方の集中豪雨により、被害を受けた全国ミニ団体連絡会議の構成団体二町へのお見舞いにあたり、これに係る経費について予算措置を講じるのに急務を要するため、地方自治法の規定により専決処分をしたものです。

内容は、愛知県西枇杷島町及び新川町への見舞金六十万円を追加したものです。

## 人事

人権擁護委員の推薦について

現委員の木村常雄さんの任期が平成十三年二月二十八日満了となるため、後任の候補者として平井義輔さんを法務大臣に推薦することについて議会で同意されました。

現委員の征矢藤夫さんの任期が平成十三年二月二十八日満了

となるため、後任の候補者として曾我眞也さんを法務大臣に推薦することについて議会で同意されました。

## 総合計画

第三次真鶴町総合計画基本構想について

昭和五十五年度に最初の総合計画を策定し、その後平成二年度を初年度にスタートした第二次計画も本年度をもって終了するため、目標年次を平成二十二年度とする第三次総合計画を策定するにあたり、基本構想については、地方自治法の規定により町議会の議決承認が必要となるため、提案され、全員賛成で可決されました。

## 条例

真鶴町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

人事院の勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、これに

準じて本町職員の扶養手当の改定と期末手当支給率の引き下げ及び議会議員及び常勤特別職員員の期末手当支給率の引き下げの改定がされました。

真鶴町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成十一年十二月二十二日に公布された中央省庁等改革関係法施行法により地方公務員災害補償法の一部が改正され、平成十三年一月六日から施行されることに伴い、自治大臣を総務大臣にする改正がされました。

真鶴町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

家電リサイクル法が平成十三年四月一日から施行されることに伴い、家電四品目(冷蔵庫・エアコン・テレビ・洗濯機)については、原則家電小売店に収集及び運搬義務が生じるが、義務がないものについては市町村が収集・運搬をすることになるので、その手数料を設定する必要があるため、所要の改正がされました。

## 契約

物品購入契約の締結について(消防ポンプ自動車購入)

昭和五十九年購入の第二分団に配備されている消防ポンプ自動車を更新するものです。

あなたも  
議会を傍聴して  
みませんか

次の定例会は  
3月です

電話 68-1131  
内線 362~363

### 町道路線

町道路線の認定について

開発行為に伴う用地帰属により、町道路線の認定がされました。路線番号 真第646号線

起 点 真鶴町真鶴字用留

一九三二番三二地先

終 点 真鶴町真鶴字用留

一九三〇番六三二地先

町道路線の変更について

開発行為に伴う用地帰属により道路に異動が生じたため、町道路線の変更がされました。路線番号 真第628号線

起 点 真鶴町真鶴字用留

一九三二番四六地先

終 点 真鶴町真鶴字用留

一九二七番二一地先

### 決算

平成十一年度の真鶴町一般会計ほか五特別会計の決算審議がされ、すべて原案のとおり認定されました。主な決算内容は、広報「真鶴」二月号に掲載されています。

## 平成11年度一般会計・特別会計の決算額

(単位 千円)

区 分	予算現額	前年対比	収入済額	前年対比	支出済額	前年対比	
一 般 会 計	3,513,065	0%	3,612,494	△ 1.1%	3,422,362	1.6%	
特 別 会 計	国民健康保険事業勘定	870,294	8.0%	891,254	9.1%	788,754	△ 1.2%
	国民健康保険施設勘定	429,367	△ 52.3%	437,295	△ 51.7%	395,504	△ 54.3%
	老人保健医療	1,005,974	2.5%	929,000	10.2%	907,222	10.4%
	下水道事業	266,459	△ 21.7%	266,464	△ 3.4%	259,801	△ 4.5%
	土地取得	5,122	△ 2.9%	5,121	△ 2.9%	5,121	△ 2.9%
	計	2,577,216	△ 15.0%	2,529,134	△ 11.2%	2,356,402	△ 14.7%
合 計	6,090,281	△ 7.0%	6,141,628	△ 5.5%	5,778,764	△ 5.8%	

なお、決算審議に先立ち、監査委員より適正なものと同認められるとの監査報告がされました。

### 補正予算

一般会計補正予算(第四号)

既定の歳入歳出予算にそれぞれ五千七百七十九万八千円を追加し、総額を三十五億四百二十万九千円とするものです。

歳入は、地方特例交付金は、減収見込額の確定を受けての追加、繰入金は、公有地取得のための財政調整基金からの繰入金と、前年度精算に伴う下水道事業特別会計繰入金を追加するものなどです。

歳出は、特別職を含め、職員給与関係全科目にわたり、本年度の人事院勧告に基づき、諸手当の改定処理とともに、人事異動に係るものなどを併せ調整したものです。そのほか、総務費の財産管理費で、公用車駐車場用の公有地購入費の追加、民生費の老人福祉費で高齢者医療費の増による扶助費を、児童措置費で保育所振興費の算出方法の変更に伴う補助金をそれぞれ追加することなどが主なものです。

国民健康保険事業特別会計(事業勘定) 補正予算(第三号)

今回は歳出だけの補正で、総務費の一般管理費で給与改定等による給料等を二十八万七千円減額し、同額を予備費に追加するものです。

国民健康保険事業特別会計(施設勘定) 補正予算(第二号)

今回は歳出だけの補正で、総務費の一般管理費で給与改定等による給料等を二百三十四万五千円減額、医業費の委託料五十一万二千円の追加と予備費に百八十三万三千円を追加するものです。

下水道事業特別会計補正予算(第一号)

既定の歳入歳出予算にそれぞれ四百七十二万三千円を追加し、総額を三億一千八百七十七万六千円とするものです。

歳入は、県補助金七百八十五万円の減額、繰入金六百六十六万二千円の追加と町債五百九十九万円を追加するものです。

歳出は、総務費で給与改定等による給料等二百八十一万六千円の減額、一般会計への繰出金六百六十六万三千円の追加、事業費で、ポンプ場関連事業の見直しに伴い、委託料五百万円と

公有財産購入費八百九十万円  
の追加、工事請負費一千四百  
八万九千円の減額などが主な  
ものです。

**真鶴魚座特別会計補正予算(第  
二号)**

今回は歳出だけの補正で、魚  
座運営費の一般管理費で給与改  
定等による給料等を三十九万七  
千円減額し、予備費に同額を追  
加するものです。

**介護保険事業特別会計補正予算  
(第一号)**

今回は歳出だけの補正で、総  
務費の一般管理費で、給与改定  
等による給料等を百九万九千円  
減額し、予備費に同額を追加す  
るものです。

**上水道事業会計補正予算(第  
一号)**

今回の補正は、収益的収入及  
び支出と資本的収入です。

収益的収入は、水道使用料六  
百五十万円の減額と開発等によ  
る加入金、負担金七百六十八万  
六千円の追加で、収益的支出は、  
給与改定等による給料等五百九  
十六万五千円減額、漏水の増に

よる修繕費、路面復旧費等三百  
三十五万円の追加と消費税中間  
申告分九十六万円の追加です。  
資本的収入は、江之浦水源地  
設改善工事費の減による企業債  
一千万円の減額です。

**12月定例会で審議した議案と結果**

議 案 名	審 議 結 果
専決処分の承認を求めることについて(平成12年度真鶴町一般会計補正予算(第3号))	可 決 (全員賛成)
人権擁護委員の推薦について	同 意 (全員賛成)
人権擁護委員の推薦について	同 意 (全員賛成)
第3次真鶴町総合計画基本構想について	可 決 (全員賛成)
真鶴町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決 (全員賛成)
真鶴町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決 (全員賛成)
真鶴町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決 (全員賛成)
物品購入契約の締結について(消防ポンプ自動車購入)	可 決 (全員賛成)
町道路線の認定について	可 決 (全員賛成)
町道路線の変更について	可 決 (全員賛成)
平成12年度真鶴町一般会計補正予算(第4号)について	可 決 (全員賛成)
平成12年度真鶴町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)について	可 決 (全員賛成)
平成12年度真鶴町国民健康保険事業特別会計(施設勘定)補正予算(第2号)について	可 決 (全員賛成)
平成12年度真鶴町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について	可 決 (全員賛成)
平成12年度真鶴町真鶴魚座特別会計補正予算(第2号)について	可 決 (全員賛成)
平成12年度真鶴町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について	可 決 (全員賛成)
平成12年度真鶴町上水道事業会計補正予算(第1号)について	可 決 (全員賛成)
決算の認定について(平成11年度真鶴町一般会計決算)	認 定 (全員賛成)
決算の認定について(平成11年度真鶴町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)決算)	認 定 (全員賛成)
決算の認定について(平成11年度真鶴町国民健康保険事業特別会計(施設勘定)決算)	認 定 (全員賛成)
決算の認定について(平成11年度真鶴町老人保健医療特別会計決算)	認 定 (全員賛成)
決算の認定について(平成11年度真鶴町下水道事業特別会計決算)	認 定 (全員賛成)
決算の認定について(平成11年度真鶴町土地取得特別会計決算)	認 定 (全員賛成)
真鶴町議会議員の定数を減少する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決 (賛成多数)

**請 願・陳 情**

請願第一号  
「食料品を非課税」「消費税を  
三%に戻し」と「さらなる消  
費税の増税の中止」を、国へ  
の意見書として採択を求める  
請願  
不採択(賛成少数)

陳情第五号  
高齢の患者の長期入院に対す  
る治療制限強化を凍結するこ  
とについての陳情  
継続審査(民生常任委員会)

# Q&A

## 一般質問

### Q1 町の人口減少に伴う 交付金減収について

五年に一度の国勢調査が今年十月に行われたが、一万人はおろか九千人をすれすれの人口になっている。この減少が来年度の予算にも交付金という形で相当減収になると思われる。交付金が町の収入に占める割合が非常に高いが、当然これからの政策も厳しく

なり、今年に比べ来年度の交付金も減収になると予想される。来年度の予算編成、政策に多少の影響があると思うが。

### ▼回答▲

新聞報道によると、当町では九千七十五人と、前回の平成七年に比べ五百三十一人の大幅な減となっています。今回、交付金、おそらく地方交付税のことと思いますが、交付算定の一歩の基本は人口、それも国勢調査

人口が今回の場合ですと来年度から五カ年にわたり基礎数値として用いられることとなります。一点目の今年度比べ、どの程度減収が予想されるかという質問は、あくまで試算ですが、平成十二年度交付予定額八億八千万円に比べ、十三年度交付予想額は実質ベースで約二億八千万円からの減額になると思っております。

二点目については、現在新年度各課要求を取りまとめている段階です。現時点では財源不足額約三億円、これに今の地方交付税の減収分を加えると、約五億八千万円からの財源不足を生じることになると思えます。ただ、例年この時点で約三億円ほどの歳出超過については、各課とのやりとりの中で収めています。

しかし、交付税の減収分約二億八千万円の不足分については、財政調整基金からの繰入れ等で補填していくことになると考えています。ただ、現在の基金高も、このままでいくと約三年足らずで取り崩し、すべてなくなる状況にあります。これについては、第三次行政改革大綱を策定して徹底した経費削減と自主財源の確保を図っていく予定であります。

### Q2 市町村合併について

真鶴町として、人口規模、生活圏の問題、行動圏の同一性等要素が係わるわけだが、どんな形が将来町にとって望まれる方向であろうかということを行行政、議会、住民が三位一体となって結論を出さなければならぬと思うが、行政側の所見を伺いたい。

また合併先は湯河原町だけでなく、二市八町とか小田原市、もっと大きく考えれば、全国を何ブロックかに分けて合併問題があるわけだが、決まるまでは、具体的な町村名など挙げないで、討議して方向づけたいと思うが町長の考えは。

### ▼回答▲

一般質問まで出たのですから議会でも十分論議して町民を巻き込んで、すべての町民の意見が集約された中で合併が進んでいくとよいのです。湯河原と真鶴

### Q3 交通バリアフリー法の 取り組みは？

は広域行政を積み重ねて、生活圏、共同体でもう境がなくなってきたと思います。それを飛び越して小田原、上郡というところまでは、議論の幅が広がります。本当の目的、目標を失ってしまいうことになりかねませんから、今まで重ねてきた湯河原との関係、ハードの部分、体の部分はもう一つになっていきますから、このままで良いのか検討していただきたいと思います。

交通バリアフリー法の施行につき、町の基本構想の策定と役割について見解を伺う。

JRの跨線橋を真鶴道路も横断できるように延長させ、交通弱者を支援するためのエレベーターを設置する等の考えは。また、駅前通りから海岸通りまでの道路には、歩道もガードレールもなく、大変危険な状況にあるが、町の方針は。

▼回答▲

交通バリアフリー法とは、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律です。平成十二年五月十七日に公布、十一月十五日に施行されました。

この法律の趣旨は、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全の向上を促進するもので、駅等旅客施設を中心とした一定の地区において市町村が作成する基本構想に基づいて、旅客施設周辺の道路、駅前広場、信号機等の障壁、障害を取り除く、いわゆるバリアフリー化の重点かつ

一体的な推進となっております。この基本構想の策定及び役割については、総合計画の駅前周辺道路の整備とも照らし合わせ検討し、関係機関とも協議をしていきたいと思えます。

跨線橋をエレベーター化する等は非常に困難な話であり、した場合、後々の維持費がかかることを考えればコミュニケーションの路線化という形で、身体の弱い方々やお年寄りに配慮した施策を実行する方が実現可能なものと考えます。

駅前を両方後退すると、どちらか片方は店が無くなるぐらいの狭さですから、住民の協力がなければできない訳で、背戸道のネットワークという形で歩く人にやさしい生活用通路を充実

化するように心がけていきたいと思えます。

Q4

第三次総合計画の留意点は？

第三次真鶴町総合計画の基本構想、基本計画が策定され、実施計画と新年度予算編成の中で第一歩として着実に実行されようとしている。そこで次の三点を進める考えはないか。

第一は、山積みする行政需要に對して、課題を選択するバランス感覚と施策を重点的に行う政治感覚が求められている。そのつが町経済の活性化であり、いわゆるまちおこしの実践である。行政がこのシステムづくりの仕掛人になること。

第二は、財源確保と中長期的な財政運営の見通しを立てること。自主財源の涵養策、有効な国、県支出金の掘り起こし・活用などの情報収集に特定職員を充てること。

第三は、総合計画の中にもあるが、行政の客観的評価と有効な提言を得るためのシステムづくりを、いつからどのように行うか。

▼回答▲

総合計画のシステムづくりということですが、来年度からスタートする計画には、三つの基本姿勢の二に、住民参加、住民主体の視点から「一人ひとりが主役のまちづくり」があります。この実現のために行政がやるべきもの、住民がやるべきことを明確化していくことが重要です。まちおこしでも、行政主導型でのまちおこしはどこでもうまくいっていません。まちづくり検討委員会を設置する考えでいます。

また特定職員を充てることは難しいと思えます。行政評価のシステムづくりとの質問ですが、行政評価制度の導入を計画しており、真鶴町らしい制度にしていきたいと考えています。

平成十四年度から完全週五日制の導入、総合的な学習の時間の創設を盛り込んだ新学習指導要領の実施を控え、学校と家庭、地域が一体となって子供たちの教育を行う仕組み作りを推進することが地域との協働による学校づくりです。

Q5

地域との協働による学校づくりを！

地域との協働による学校づくりの実施状況、課題について

て何う。三校PTA会報「三つ石」と授業参観で感じたことは、各学校が特色ある学校づくりに努力していることである。しかし、見た限り非常に断片的な情報しか得ていない。このことを行政はどのように受け止め、将来に向けて期待しているか、整理された情報提供を求める。

▼回答▲

これにつきまして本年四月から県教育委員会のモデル校の指定を受けて町内三校(小、中学校)とひなづる幼稚園を対象に事業の実施をすすめています。今回のモデル事業の具体的な取り組みは大きく分けて、情報交換、連絡調整、相互補完、協働です。学校、幼稚園に推進協議会という組織を立ち上げ、そ

地域との協働による学校づくりの実施状況、課題について



跨線橋

の中で具体的な事業を考えたり、地域との協働による学校づくりをすすめます。来年度スタートする総合計画にもこれらの推進事業を計画に掲げ実現に努めたいと思います。

### Q6 学校施設等の照明器具の安全性は？

学校施設と庁舎の照明器具の安全性について三点伺う。

一点目、町内学校施設におけるPCBを含む蛍光灯部品の設置状況の調査は、いつ、どのような基準と方法で行ったか。

二点目、その有無の確認と安全性の結果は。

三点目、庁舎も昭和四十六年建築と、既に三十年も経過しているが、器具の調査、安全性は。

### ▼ 回答 ▲

真鶴小学校校舎については、昭和四十八年、四十九年の二カ年事業で建設され、PCB使用が懸念されていましたが、日本照

明器工業会からの通知によると、PCBコンデンサーは昭和三十二年一月より製造、四十七年八月に製造中止となり、四十七年九月より製造されたものにはNOPCB、またはPCBは使用していませんという表示がされているとのことでした。

これに基づき、十二月七日に町内二業者の立ち会いの上、各階の教室、廊下の三十基ほど点検し、すべてNOPCBの表示を確認しました。また真中体育館については、十二月八日、ロット番号により昭和五十五年製造と判明しました。

これにより、町内学校施設ではPCB使用コンデンサーはないことを確認しています。

三点目の庁舎については、一部書庫やトイレの地下あたりがまだ残っているのかなという気がしています。再度確認をして残っているものがあれば、早速にでも取り替えていきたいと考えています。

### Q7 家電リサイクル法に伴う不法投棄対策は？

四月からの家電リサイクル法

の施行に伴う不法投棄の対策について伺う。この関連の条例が今回の町議会で可決され、住民、家電小売店あるいはメーカーの責務が明らかにされたが、フロンは排出企業の責任が不明確であり、家電四品目の収集、運搬、再商品化に必要な経費が住民と小売り業者の負担することになっている。

高額なりサイクル費用を町民が負担するのは大きな問題である。それだけでなくこれらが粗大ごみとして山や海岸等に捨てられることである。これを防ぐ町としての対応が必要である。また製造メーカーに回収責任を果たさせ小売り業者の負担軽減のための援助をどうするか。特に近隣市町との連携を図って、不法投棄を防止する考えがあるか。

### ▼ 回答 ▲

今、すでに不法投棄は行われています。法の施行に伴いこれが増えるかどうか不明ですが、出されたごみはどこかで処理しなければならず、自治体の手伝うことは一番経費のかからない方法です。しかし、すべて自治

体が行うということでない方法を国に向かって発信する必要があります。

### Q8 平和行政の推進を！

平和宣言都市にふさわしい平

和行政の推進は大変重要であり、核兵器のない平和な世界の実現が重要である。平和と核兵器廃絶は、町の行事や町の関係する諸行事で、啓蒙と国の平和の意志を内外に示し、世論を広げることが大事である。

また学校教育や社会教育に平和教育を位置づけ、これまでの教育を一層充実させる考えがあるか伺う。平和行政としての推進はあまり真鶴では行われていないのでは。

### ▼ 回答 ▲

真鶴は非核平和宣言を県に先駆けて宣言し、これに基づいて行動をとっています。駅前看板がひとつ、みずほらしくとも、本当の平和を訴えるものは人の心たてていくものと思います。語り継ぐこと、これが一番大事なことです。

学校においては各学校ごとに関係教科の授業の中で学習指導要領に基づいた内容の指導が行われています。



非核平和宣言都市看板



駅前交差点

# Q9

## 交通福祉 対策は？

当町では福祉タクシー券が年十二枚発行されているが、他市町村並みに増やすことはできないか。

またJR真鶴駅前の交差点に

音の出る信号機の設置の要望と歩行者の交通安全の強化については交差点の危険を少なくするために、スクランブル化等の設置について。特に障害を持った方においては、道路の段差や穴でも大変危険である。現在、町の交通福祉対策はどのように行っているか、今後の予定も伺う。

### ▼ 回答 ▲

タクシー券については、社会福祉協議会で発行しています。年間十二枚交付していますが、移送サービス等地域での移動は支援していませんので枚数増は考えていません。

JR駅前の道路は、道路公団の有料道路で難しいところですが、何件か死傷事故も起きています。場所でもありますが、有料道路の懇談会の中で、せめてそのくらいの措置は道路公団の配慮の中で考えてほしいという意見は発信していきたいです。

道路工事については、維持補修や修繕料として毎年認めています。ただ工事施工しています。予算の範囲内であれば改修していきますので、気づいたところがあればこちらの方に出してい

# Q10

## 介護保険の 今後について！

ただきたいと思っています。

介護保険についての実態調査の結果を聞きたい。その結果を受けて町はどのように考えているか。

また今回の決算で国民健康保険の滞納が増加している。介護保険料も当然考えられると思うが、どのようにして徴収しているか。

町独自の住民税非課税世帯への保険料、利用料の減免をする考えはあるか。特に利用料について三割にする考えはあるか。

認定を受けていても利用料が払えないためにサービスを辞退する人が各地で生じている。このようなことがないように制度として、全国社会福祉協議会の貸付制度があるということだが、この制度の利用についてどのように考えているか。

介護保険の今後の課題の一つとして、アルツハイマー等の病気で介護認定を受けている場合普通のホームヘルパーの派遣や

施設入所などでの対応が困難であるため、各地で問題になっている。その中で生まれたグループホームについて今後の町としての対応について伺う。

### ▼ 回答 ▲

国の制度、県の制度にのっとり三割はやっています。減免の三割のお金があれば、サービスのほうに回したいのです。グループホームもそうですが、住宅建て替えのときに老人のための住宅を用意したいのです。

当町の介護、要介護認定者は約百八十人、そのうちサービスを受けている方は百四十人くらい、後の方々は家庭で面倒が見られます。注意するのはこの中に老人だけの世帯があり、この人たちには、社会福祉協議会が中心になって行政と相談をしながら目配りをしています。

今のところ介護保険制度が発進して大きな苦情はありません。皆さんの希望、ニーズにこたえて着々と体制を整えていますので、お任せいただきたい。

## 編集後記

二〇〇一年の幕が開き早いもので一カ月が過ぎました。真鶴議会だよりも十号を迎えることとなりました。

町民の皆さまが一人でも多く親しんでいただけるよう努力してまいりますので本年もよろしくお願い申し上げます。

真鶴町議会報編集委員会

委員長 青木 照夫

副委員長 青木 透

委員 岡ノ谷佳子

神野 秀子

黒岩 宏次

青木 茂

